

千葉工業大学P P A会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、千葉工業大学P P A（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号、千葉工業大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して千葉工業大学（以下「本学」という。）のために、教育の充実と研究の発展をはかり、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生（以下「学生」という。）の福祉増進を援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究および就職活動に対する援助。
- (2) サークル活動を中心とした課外活動ならびに学生が企画する大学行事に対する援助。
- (3) 学生・会員のスポーツ振興および福利厚生に対する援助。
- (4) 総会、講演会および懇談会の開催。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第5条 本会は、その事業を行うため、事務局を置き会務を処理する。

(支 部)

第6条 本会は、総会の議を経て支部を置くことができる。

2 支部の規程は別に定める。

第2章 会 員

(種 別)

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本学学生（留学生を除く）の保護者および専任教職員。
- (2) 賛助会員 留学生の保護者および本会の目的に賛同した個人または団体で理事会において承認した者。
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者または学識経験者で総会において推薦された者。

(会 費)

第8条 会費は、入会金と年会費の2種とし、会員は所定の会費を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には分納することができる。

2 会費は別に定める。

第3章 役 員

(種 別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 理 事 (会長および副会長を含む) | 若干名 |
| (4) 評議員 (理事を含む) | 若干名 |
| (5) 監 事 | 2 人 |

(選 任)

第10条 会長、副会長、理事、監事は総会において、正会員の中から選任する。

2 評議員は、会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を分担し、会務の執行を決定する。

4 評議員は、評議員会を構成し、会務を審議し、会務の処理に当たる。

第4章 会 議

(種 別)

第13条 本会の会議は、総会および理事会ならびに評議員会の3種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定。
 - (2) 事業報告の承認。
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項。
- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を執行する。
 - (1) 総会の議決した事項。
 - (2) 総会に付与すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(評議員会)

第16条 次の事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 総会の承認を必要とする事項。
- (2) 会則の変更。
- (3) 会則の施行細則に関する事項。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項。

(招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 会議は、総会においては会員の5分の1以上、理事会および評議員会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第20条 総会、理事会および評議員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、それぞれ出席会員、出席理事および出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 総会、理事会および評議員会の議事に関する修正提案については、第1項の定めにかかわらず、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意をもって決する。
- 4 緊急動議については、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意を得た場合に限り、次の総会または理事会または評議員会において継続審議するものとする。

(委任および書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはその他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条ならびに第20条第1項の規程の運用については、出席したものとみなす。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 会員の拠出金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(予算および決算)

第23条 本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ評議員会の承認を得て理事会が編成し、これを暫定予算として施行する。この暫定予算は、通常総会に付議し承認を得なければならない。

2 本会の収支決算は、年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において出席会員の5分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この会則は、昭和54年6月30日から施行する。
- 2 この会則は、平成8年6月22日から施行する。
- 3 この会則は、平成9年6月21日から施行する。
- 4 この会則は、令和3年6月26日から施行する。